

電柱等の円滑な移設に向けたご協力のお願いについて《概要》

1. 弊社電気工作物移設に要する標準工期について

工程	移設要請者さま	東京電力パワーグリッド [®]	各共架事業者さま	必要期間
受付	移設要請文書発行	移設要請文書受領		約6ヵ月 ～10ヵ月
	移設補償費	有償・無償協議		
設計	現地立会・改修方法決定			
		設計実施		
用地交渉 占用申請		用地交渉・占用申請		
補償金協議	移設補償費	事前協議		
本体工事		本体工事実施		
共架改修工事		通信工事実施	共架改修工事	
抜柱工事		抜柱工事実施		
補償金請求	移設補償費	ご請求・お支払		

- ◆電柱等（電柱 5 本以下）については、改修方法決定後、撤去まで概ね 6 ヵ月以上要します。
- ◆地中管路等地中設備については、改修方法決定後、撤去まで概ね 10 ヵ月以上要します。
- ※移設要請をいただいても、改修方法（移設先（位置）等）が決まらない限り「設計」段階で保留となります。

電柱等の電気工作物の支障移設につきましては、弊社工事を円滑に完了させるために以下のご協力をお願いいたします。
 （既に実施いただいている事項については引続きの対応をお願いいたします）

【ご協力いただきたい内容】

《移設要請に際して》

- ◇ 電子メール等を活用した移設要請の実施をお願いいたします
- ◇ 移設要請に際して、以下の資料提供をお願いいたします
 - ・移設要請書
 - ・電力設備移設要請チェックリスト
 - ・工事概要（位置図、平面図、構造図、縦横断図、写真、その他）
 - ・施工計画
 - ・全体工程
 - ・移設先計画図（案）等

《現地立会に際して》

- ◇ 現地立会時の支障範囲に対する明確な指示をお願いいたします

《用地交渉等地域合意形成に際して》

- ◇ 近隣住人への事業説明時や事業用地買収時の電柱移設工事 P R をお願いいたします

《工事実施に際して》

- ◇ 状況に応じて工事の際の現地立会をお願いいたします
- ◇ 現地整備状況等の情報提供をお願いいたします
- ◇ 貴職以外工事（他企業工事+a）の工事日程の情報提供をお願いいたします

詳細につきましては、「電柱等の円滑な移設に向けたご協力のお願いについて《詳細》」をお読みください

電柱等の円滑な移設に向けたご協力のお願いについて《詳細》

2. 弊社設計に着手するための条件およびご協力いただきたい事項

(1) 要請時における「電力設備移設要請チェックリスト」の添付

貴職の公共事業に伴う電柱等の電気工作物の支障移設につきまして、弊社工事を円滑に完了させるための必要事項を「電力設備移設要請チェックリスト」に掲載しております。

移設要請の際は、移設要請書に併せて「電力設備移設要請チェックリスト」を添付の上、メール等によりご送付をお願いいたします。

(2) 要請時における事業概要・道路計画図等の提供

移設要請書に工事概要（位置図、平面図、構造図、縦横断図、写真、その他）、施工計画、全体工程等の資料及び移設先計画図（案）の添付をお願いします。計画変更が発生しますと再立会、再設計となる場合があります。その場合、「現地立会⇒設計図書作成⇒占用申請図書作成⇒地権者交渉・占用申請」まで進んでいても、初期工程まで戻り、ご希望の工期に間に合わなくなる事があります。

また、現地立会時に測量杭や境界杭がないケースもありますが、移設先の計測が出来ない場合は、弊社設計に着手することが困難となりますので、少なくとも道路計画図等への既設設備の反映をお願いいたします。

(3) 現地立会時の支障範囲に対する明確な指示

将来計画には支障とならなくても、貴職工事段階になって施工支障となり、追加の移設要請を受けるケースがあります。現地立会時点で、支障範囲をご教示いただくことで、ご迷惑をお掛けすることのない設計の作成が可能となります。あいまいな位置の確認ですと再設計等で時間を要する可能性があります。

(4) 埋設物に関する図面等による情報提供

埋設物調査には時間を要するため、要請時に可能な範囲で埋設物のオフセットがわかる図面の提供をお願いいたします。その情報を設計に反映させることで工事不可となることを未然防止いたします。

3. 弊社用地交渉のスムーズな完了のためにご協力いただきたい事項

(1) 近隣住人への事業説明時や事業用地買収時の電柱工事PR

貴職にて地権者接触の際は、あわせて事前に弊社電柱等の設置・工事のPRをお願いいたします。そのPRを踏まえた設計・用地交渉を実施いたしますが、弊社用地交渉が難航した場合、工事完了までに長期間を要することが想定されるため、弊社用地交渉のスムーズな完了にご協力をお願いいたします。

(2) 計画平面図と公図を重ね合わせた図面の提供

弊社用地交渉時も登記確認を実施しております。図面を提供いただくことにより、工事箇所の地番が確定でき、速やかな用地交渉・占用許可申請が可能となりますので、ご協力をお願いいたします。※作成した場合に限ります。

4. 工事に関してご協力いただきたい事項

(1) 工事の際の現地立会

弊社設計段階では現地造成が未着手のケースが多く、工事時点で現況が大幅に変わることが予見される（建柱位置相違の回避）ため、状況に応じて建柱時の工事立会をお願いいたします。

(2) 現地整備状況等の情報提供

弊社工事を実施の際に、工事車両が搬入できない場合や現地整備後（盛土・切土・伐採等）でないと施工できない場合がございます。現地状況の変化は工事困難化、時には再設計が発生する場合もあり、貴職の想定する全体工期を遅らせる要因になり得ます。貴職工事時期が判明後（もしくは計画変更時）速やかに、弊社にも情報提供頂きますようお願いいたします。

(3) 貴職以外工事の工事日程の情報提供

弊社工事は建柱車や高所作業車など特殊車両を用いての工事となり、また作業帯を組む必要性があることから、同一タイミングで他社工事（ガス・水道等）があると車両設置ができず、工事不調となる場合があります。弊社は多種工事を並行して実施しており、工事不調後再調整には2ヵ月程度要する場合がありますので、関連工事の日程に関する情報を早めに提供いただきますようお願いいたします。

5. その他事項（ご理解・ご協力いただきたい事項）

- (1) 事業用地買収の完了後に弊社電柱交渉を実施いたしますので、早期移設要請を頂戴しましても用地買収完了までは電気工作物設置に関する用地交渉を実施することが出来ません。このため、事業用地買収時期（年度工区）を見据えた要請の分割をお願いいたします。
- (2) 弊社の工程は、設計書作成がすべてのスタートとなります。貴職の計画変更により移設先の変更や支障物件の追加・削減が発生すると設計書の修正が発生します。工程が進んでいても、設計書作成から再スタートとなります。貴職において、計画変更が発生した場合は、お早めにご連絡ください。
- (3) 弊社新設工事が完了後、各共架会社の改修が完了しなければ撤去工事が実施できません。各共架会社の改修が遅延する場合、貴職からも早期改修要請にご協力いただきますようお願いいたします。
- (4) 弊社工事時期と貴職工事時期が重複し、双方の工事に支障が出ることが無いよう調整をお願いいたします。また、担当者変更に伴い情報共有が希薄にならぬよう的確な引継ぎをお願いいたします。
- (5) 電気工事は電力需要の高まる（夏・冬季）では、電力系統の融通上の観点から工事不可となる場合があります。また、年度末に工事が集中する傾向にあり、工事が困難になる場合があります。それら懸念がある際は設計完了時点で工事時期を別途相談させていただきますので、ご了承ください。
- (6) 以下のような工事においては、特に長期間を要することが想定されますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
<長期間を要す移設工事の事例>
 - 移設対象電柱5本超過の大規模な電柱移設の場合
 - 地中線工事（マンホール首高調整含む）、地中線工事を伴う電柱移設の場合
 - 電線系統が十字路になっている等、単純に平行移動できない電柱移設の場合
 - 河川保全区域・埋蔵文化財包蔵地等での電柱移設の場合（標準工期に加え、数ヶ月程度の期間が必要となります）
 - 弊社通信設備や共架設備が大規模・系統が複雑な場合（交通安全施設（信号機等）、基地局連系線、大口お客さま専用回線においては、共架会社の回線切り替え・停止等に長期間を要す場合があり、抜柱まで時間がかかります）

以上